

沼田市立中学校
部活動地域展開推進計画

令和5年12月
沼田市教育委員会

はじめに

中学校の部活動は、生徒に対して、スポーツや文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自治的・主体的な参加による活動を通して、学習意欲の向上や責任感を育むとともに、目標の実現や課題解決に向けて、仲間と励まし合い、高め合う中で、協力性や自己指導能力等の育成にも資するものとして、大きな役割を担っている。また、部活動は、教員による生徒の多面的・多角的な理解の深化や、生徒の問題行動の未然防止など、生徒指導においても大きな意義があり、生徒の活躍や成長を保護者及び地域の方とも共有することで、学校の教育活動への信頼を高め、地域との一体感や愛校心の醸成などにもつながっている。

一方、教員の働き方改革という観点からは、その在り方に課題があるとされ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和元年法律第72号)の附帯決議にて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることの検討及び早期の実現が求められた。これを受け、令和2年9月、文部科学省は学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方針を示し、令和3年度からは、部活動の地域移行・地域連携に関する実践研究が実施された。また、スポーツ庁及び文化庁は、令和4年12月27日に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年からの3年間を改革推進期間と位置付けており、県は、令和5年7月に「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画」を策定し、各地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進するとしている。

本市においては、これまでに独自施策「教育部活」を推進し、「心・技・体」の調和のとれた望ましい部活動の一層の充実を図るために、特に、「心＝道徳性」の面をより重視した道徳的実践の場として、向上心や個性の伸長、思いやりや感謝、信頼、集団生活の充実など、道徳の内容項目を意識した取組を充実させるとともに、結果主義的な指導や過度な練習を避け、生徒一人一人の存在を大切に活動に努めてきた。

令和4年度からは、これからの部活動の在り方についての検討や調査研究、関係団体との協議を重ねてきた。少子化やニーズの多様化などを考慮しながらも、地域のスポーツ・文化芸術活動全体を活性化させる取組が必要であるため、本市では、国及び県が推進する部活動改革の取組を注視し、部活動という学校教育の一環として実施されていた活動が、地域全体で生涯学習の一環として行われるスポーツ・文化芸術活動へと広げられるよう、学校・家庭・地域とが意思疎通を図り、協働・連携しながら「部活動の地域展開」を推進していく。このことにより、社会の変化に柔軟に対応することができる持続可能な新しいスポーツ・文化芸術活動を創造し、子供も大人も幸せを共有でき、関わる全ての人々の人間的な成長と地域の活性化を推進していきたい。

※参考〈学校教育における部活動の位置付け〉 「中学校学習指導要領(平成29年3月告示)」抜粋

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動と連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実情に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制を整えられるようにするものとする。

第1 推進計画策定の背景・目的

1 背景

- (1) 少子化の進展により、生徒数が大幅に減少しているが、部活動数についてはあまり変化しておらず、部活動ごとの人数減少が進んでいる。複数の学校で合同チームを編成している競技や、欠員のまま団体戦に出場している学校もあるなど、学校部活動をこれまでどおりの体制で運営することは難しくなっており、学校や種目によっては存続が厳しい状況にある。
- (2) 部活動数が最も多い中学校と、最も少ない中学校では、17もの差があるなど、スポーツ・文化芸術活動の体験機会の差は大きい。また、学校部活動だけでなく、地域クラブも含めて、活動場所や指導者等に格差が生じている。
- (3) 専門性や意思に関わらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中で、より一層難しくなっている。

〈令和5年度 部活動設置状況〉

(生徒数)	沼田中 (282)	沼田南中 (149)	沼田西中 (133)	沼田東中 (100)	池田中 (55)	薄根中 (163)	白沢中 (96)	利根中 (38)	多那中 (18)
-------	--------------	---------------	---------------	---------------	-------------	--------------	-------------	-------------	-------------

運 動 系 29 74	屋外	軟式野球	軟式野球	軟式野球	軟式野球	軟式野球	軟式野球	軟式野球	軟式野球
		サッカー	サッカー	サッカー		サッカー			
		ソフトボール				ソフトボール			
		男子ソフトテニス	男子ソフトテニス	男子ソフトテニス		男子ソフトテニス		男子ソフトテニス	
		女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	ソフトテニス
		男子水泳							
		女子水泳							

屋 内 45	男子バスケットボール	男子バスケットボール	男子バスケットボール				男子バスケットボール	
	女子バスケットボール	女子バスケットボール	女子バスケットボール	バスケットボール	女子バスケットボール		女子バスケットボール	女子バスケットボール
	女子バレーボール	女子バレーボール	女子バレーボール	女子バレーボール		女子バレーボール	女子バレーボール	
	男子卓球		男子卓球			男子卓球	男子卓球	
	女子卓球	女子卓球	女子卓球	卓球		女子卓球		
	男子柔道	男子柔道	男子柔道			柔道	柔道	
	女子柔道	女子柔道	女子柔道					
	男子剣道	男子剣道	男子剣道					男子剣道
	女子剣道	女子剣道	女子剣道	剣道	剣道	剣道		女子剣道

文 化 系 8	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽		吹奏楽		
	美術							
	生活探究							
								文 芸

19(+陸+スキ) 13(+水+陸) 14 6(+水+陸) 5(+水+陸) 11 8(+水+陸) 4(+陸) 2(+陸)

※陸上(駅伝を含む)、スキー、スケートは季節限定の活動

2 目的

- (1) 少子化の中でニーズの多様化等が進む本市においても、全ての生徒が将来にわたり、自分のチャレンジしたいスポーツ・文化芸術活動に、継続して取り組むことができる環境を整備する。
- (2) 令和5年4月現在で配置している部活動指導員は5人に留まっており、専門的な知識・技能を有し指導ができる人材を確保するため、指導を希望する教員や地域の指導者が、継続して指導に従事できる仕組みづくりが求められる。

- (3) 「地域の子供は、地域で育てる」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化活動の最適化を図り、子供たちに持続可能で多様な体験機会を提供するとともに、多世代交流によって地域コミュニティの充実を図る。
- (4) 教員の在校等時間調査によると、部活動指導に係る負担が増していることが分かる。令和の日本型学校教育の推進や1人1台端末の活用など、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が求められる中、授業準備や研修の時間を十分に確保できないことは大きな課題である。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させる必要がある。

第2 推進目標

1 基本目標

市内全ての中学生が、多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、部活動の地域展開（地域移行・地域連携）により、学校や地域の実情に応じた持続可能な環境整備を進める。

2 期待される効果

学 校	生 徒	地 域
教員の働き方改革 ○時間外勤務の減少 →健康増進 研修時間の確保 ○授業準備時間の確保 →学力向上 授業力向上	充実した活動 ○自分が希望する活動への挑戦 ○専門的な指導を受け自分磨き(技術力・体力・戦術対応力・人間力等の向上)、切磋琢磨 ○他地区の仲間や地域の人とのふれあい	生涯学習の推進 ○持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境整備 →多世代のつながり ○スポーツ・文化芸術活動に親しむ人の増加

3 年次目標

年 度	目 標 内 容
令和5年度 (改革推進期間1年目)	学校や地域のニーズ、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の現状を把握し、推進計画等を策定して周知するとともに、関係機関や運営団体・実施主体、学校等と推進計画の実現に向けた協議を実施するなどし、できるところから取組を始める。
令和6年度 (改革推進期間2年目)	地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の現状を明らかにし、推進計画等を踏まえた取組(試験的な取組を含む)を始める。
令和7年度 (改革推進期間3年目)	推進計画等を踏まえた取組(試験的な取組を含む)を実施し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の環境整備を進め、推進目標の達成を目指す。

第3 成果指標

市立中学校の学校部活動における地域展開の状況について、以下の指標で把握する。
なお、以下の指標の他にも、適宜情報を収集し、検証する。

- 生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の増加
- 学校部活動の地域展開に取り組む学校数及び部活動数の増加

第4 推進計画の見直し

本推進計画について、改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。

第5 基本方針

1 基本理念

学校・家庭・地域の連携・協働により、子供も大人も幸せを共有できるスポーツ・文化芸術活動の場を創造し、関わる人々の人間的な成長と地域の活性化を目指す。

2 方針

基本理念の達成に向け、次の方針のもとに部活動改革を推進する。

(1) 方針1 自他を輝かせることのできる環境づくり ～インクルーシブ～

- ア 学校部活動にはなかった新たなスポーツ・文化芸術活動にも取り組めるよう、地域の関係団体と連携し、多種多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる環境を整える。
- イ 世代や性別の違い、障害の有無に関わらず、共に活動することで、様々な人とのつながりが生まれる環境を整える。

(2) 方針2 質が高く、持続可能な環境づくり ～連携・協働・意思疎通～

- ア 誰もが安全・安心な活動ができる環境を整える。
- イ 人格、経験、指導力等に優れた指導者を持続的に確保できる仕組みを構築するとともに、指導者自身が常に振り返り、学び続け、資質向上を図る研修体制を整える。指導者は、自身の考えを一方向的に伝えるのではなく、気づきを促し、成長に導いていく指導・支援を目指す。
- ウ 家庭の経済的な負担等の軽減に配慮した持続可能な仕組みを整える。
- エ 活動環境のさらなる向上に向け、関係団体との連携を図る。

(3) 方針3 「心・技・体」の調和のとれた成長に寄り添う体制づくり ～運営ルールの遵守～

- ア 学校が策定する部活動の運営方針及び活動計画について、関係者全員で共通理解を図るとともに、保護者や地域の方から理解と協力を得られるよう、周知を図る。
- イ 指導に当たっては、生徒との信頼関係を構築し、生徒同士が互いに尊重しながら活動を進められる練習環境をつくる。
- ウ 生徒の心身のバランスのとれた部活動の運営と、教職員の負担軽減や長時間労働解消のためにも、計画的に休養日や活動時間等を設定する。
 - (ア) 週2日以上(平日の1日、土・日曜日のいずれか1日)の休養日を設定する。
 - ※ 大会等への参加などにより、土・日曜日にやむを得ず活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。
 - (イ) 長期休業中の土・日曜日は休養日とする。また、学校閉庁日に合わせて、部活動を行わない期間を設定する。
 - ※ 全国大会等への参加などにより、土・日曜日にやむを得ず活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

(ウ) 平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)は3時間程度で活動を終わることとする。

(エ) 練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休養日を適切に設定し、無理のないように活動する。

(オ) 原則として、朝練習は実施しない。

エ 生徒の技能向上及び心身の健康、教職員の長時間労働の解消に配慮し、参加する大会等の精選を図る。

オ 部活動は学校教育の一環であり、体罰は絶対にあってはならない。また、生徒の人間性や人格の尊厳を否定するような言動も許されない。

(4) 方針4 **心を磨く環境づくり** ～**道徳性の涵養・「人間力の向上なくして技術力の向上なし」**～

ア 「心＝道徳性」の成長に資する「教育部活※」の精神を重んじる環境を整える。

※ 沼田市教育委員会が継承してきた独自施策で、「心・技・体」の調和のとれた活動の中で、特に、「心＝道徳性」の面を重視し、道徳的実践の場として位置付けた部活動を推奨してきている。

道徳科の内容項目 参照「中学校学習指導要領」(文部科学省)

A 主として自分自身に関すること

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 自主・自律、自由と責任 | 2 節度、節制 |
| 3 向上心、個性の伸長 | 4 希望と勇気、克己と強い意志 |
| 5 真理の探究、創造 | |

B 主として人との関わりに関すること

- | | |
|-----------|-----------|
| 6 思いやり、感謝 | 7 礼儀 |
| 8 友情、信頼 | 9 相互理解、涵養 |

C 主として集団や社会との関わりに関すること

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 10 遵法精神、公德心 | 11 公正、公平、社会正義 |
| 12 社会参画、公共の精神 | 13 勤労 |
| 14 家族愛、家庭生活の充実 | 15 よりよい学校生活、集団生活の充実 |
| 16 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度 | |
| 17 我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度 | |
| 18 国際理解、国際貢献 | |

D 生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

- | | |
|------------|--------------|
| 19 生命の尊さ | 20 自然愛護 |
| 21 感動、畏敬の念 | 22 よりよく生きる喜び |

イ 自主的・主体的な参加による活動を通して、目標の実現や課題解決に向け、仲間と励まし合い、高め合う中で、協力性や自己指導能力等を育成する環境を整える。

ウ 結果主義ではなく、スポーツや文化芸術活動を通じて「人」としての成長を目指し、活動中だけではなく、活動終了後も輝く人生を送れるよう、自分で考え、行動できる人間の成長に資するとともに、関わる人全てが成長していると思える環境を築く。

第6 具体的な取組

1 参加対象者

沼田市立中学校生徒のうち、従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に参加していない生徒、運動や歌、楽器演奏、ダンス、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

2 運営団体・実施主体※

生徒のみならず、地域住民が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、多様な世代とのコミュニケーションを通して、従前の学校部活動の意義をさらに発展させ、生徒の心身の健全育成等を図ることのできる、よりよい地域スポーツ・文化の振興を目指す。

そこで、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校や家庭等の関係者の理解と協力の下、生徒が主体的に参加できる多様な地域クラブ活動の環境を段階的に整備する。

※ 運営団体…実施主体（各地域クラブ活動）を統括する団体・組織のこと

実施主体…個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブのこと

運営団体と実施主体が、同一の団体となる場合も考えられる

(1) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

ア 地域スポーツ団体

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学などに加えて、地域学校協働本部、保護者、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体なども含め、多様なものとする。

イ 地域文化芸術団体

文化協会、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部、保護者、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体なども含め、多様なものとする。

(2) 関係者間の連携・協働体制の構築

ア 学校の設置・管理を行う沼田市教育委員会事務局の教育総務課及び学校教育課、文化芸術活動や地域スポーツを振興する生涯学習課及びスポーツ振興課、市長部局、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会において、定期的かつ恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

なお、利根沼田地域における複数の町村を含む広域的な連携や協働体制の構築も視野に入れる。

イ 地域内や学校区内等の地域クラブ活動の運営団体・実施主体、指導者等の現状を把握するため、関係者の協力を得て、アンケート調査や聞き取り調査、協議等を実施し、現状をまとめ、運営団体・実施主体等の整備に活用する。

ウ 学校部活動の地域展開への現状や推進計画等を情報発信し、地域住民や学校の教職員、生徒や保護者等の理解を得ながら推進する。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(3) 休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行

- ア まずは、休日における地域クラブ活動の環境整備を進め、移行可能な部から段階的に学校部活動の地域連携、地域クラブへの移行等、地域展開を進める。
- イ 平日における地域クラブ活動の環境整備及び学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行については、できるところから取り組む。また、地域の実情に応じた、休日部活動の地域展開の進捗状況等を検証し、更なる連携や移行を推進する。

3 具体的なスケジュール

令和7年度末までに、できる限り複数の部活動において、休日の学校部活動の地域展開(地域連携・地域クラブ活動への地域移行)を進める。

(1) 令和5年度〈改革推進期間1年目〉

- ア 学校や生徒、地域のニーズ、地域クラブや指導者等の現状を把握する。
- イ 国の総合的なガイドラインや県の推進計画等を踏まえ、学校部活動の地域展開についての推進計画等を策定する。
- ウ 学校部活動の地域展開に向けた協議会等を設置する。
- エ 学校の教職員、生徒及び保護者、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者、市民等へ、休日の学校部活動の地域展開についての推進計画や情報等を発信し、理解を深められるようにする。

(2) 令和6年度〈改革推進期間2年目〉

- ア 複数の部活動において、地域連携(部活動指導員や外部指導者の活用)や、試験的に休日の学校部活動を地域クラブ活動で実施(例：月1回等)する。
- イ できる部活動から、恒常的に休日の活動を地域クラブ活動へ移行する。
- ウ 協議会等において、定期的に情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働する。

(3) 令和7年度〈改革推進期間3年目〉

- ア 複数の部活動において、地域連携(部活動指導員や外部指導者の活用)や、試験的に休日の学校部活動を地域クラブ活動で実施する。
- イ 複数の部活動において、恒常的に休日の活動を地域クラブ活動へ移行する。
- ウ 協議会等において、定期的に情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働する。

(4) 令和8年度移行

- ア 令和7年度までに地域展開できなかった部活動においても、順次、休日の活動を地域クラブ活動へ移行していく。
- イ 必要に応じて協議会等を開催して、情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働する体制を整備する。

4 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の適切な運営及び整備充実

地域における多様な受け皿を確保するため、市は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域指導者等に対して、国の総合的なガイドライン、県や市の推進計画を踏まえた適切な運営・指導になるよう支援や助言を行う。

また、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があるため、生徒の心身の成長や生活全般を見通し、健康に生活を送れるよう、「適正な学校部活動の運営に関する方針(令和5年4月改定)」(県教委)及び「適切な部活動の運営に向けて(令和2年4月改正)」(市教委)に準じ、調整を図る。

(1) 適切な指導の実施

- ア 健康管理、事故防止、指導者の体罰及びハラスメントの根絶 等

イ 「教育部活」推進に係る理解

(2) 活動内容

ア スポーツや文化芸術活動に親しむ多様な機会の確保 等

(3) 適切な休養日等の設定

ア 休養日の設定、活動時間の厳守 等

(4) 活動場所

ア 公共施設や地域の学校の活用 等

(5) リスクマネジメント(保険加入を含む)に関する支援

ア リスクマネジメントを行う運営主体及び実施主体を明確にし、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるよう、指導者や参加する生徒等に対して、保険や個人賠償責任保険※への加入促進 等

※ 当面は、学校部活動と地域クラブ活動とが併存することが想定されるため、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容であることが望ましい。

5 指導者の確保と質の向上

学校部活動の地域展開とともに、生徒及び地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とするため、運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化的分野に取り組めるプログラムの確保、質の高い指導者の確保等に取り組む。

(1) 人材バンクの設置及び運営

指導者の発掘・把握に努め、スポーツ・文化芸術団体の指導者、部活動指導員、退職教職員、公認スポーツ指導者資格等を有する指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域で文化芸術活動しているアーティスト、企業関係者、地域おこし協力隊、教職員の兼職・兼業に関する情報等を中学校に紹介する人材バンクの設置及び運営について、県教育委員会やスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら検討する。

(2) 指導者の養成及び資質向上

生徒や地域の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。特に、指導者は、日本スポーツ協会が推奨する「プレーヤーズセンタード」の概念を踏まえ、スポーツや文化芸術活動に取り組む生徒を中心にしながら、それを取り巻く周囲の人々の Well-being(良好・幸福な状態)も意識しながら、関係者と連携・協働して成長に導く。

※ 「プレーヤーズセンタード」…プレーヤーだけでなく、取り巻く関係者(指導者等)自身も、それぞれの Well-being(良好・幸福な状態)を目指しながらプレーヤーをサポートしていくという概念。

(3) 教職員の兼職・兼業

ア 兼職兼業申請の手続きについて

(ア) 地域クラブ活動への従事を希望する教職員は、勤務条件等が明示された書類等を示すなど、校長へ事前に相談を行う。

(イ) 校長は、当該教職員の本務への支障の有無を確認した上で、市教育委員会へ申請する。

※ 詳細については、国の「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」及び「副業・兼業の促進に関するガイドライン」、県の「地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可を受けるための事務手続き」等を参照し、地域ク

ラブ活動の運営団体・実施主体等と連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

イ 許可基準について

- (ア) 国が示す手引きや県の示す参考資料等を活用し、兼職・兼業の許可を判断し（本人の意思の尊重、勤務校における本務への影響の有無、健康への配慮等の確認）、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が円滑に兼職・兼業の手続きを行えるよう、学校に支援・助言する。
- (イ) 許可基準については、本務校における「時間外在校等時間」と地域クラブにおける「労働時間」の通算時間について、「市町村立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」や「市町村立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」等を踏まえ、1か月の時間外在校等時間の合計時間が45時間以内及び年間の合計は360時間以内となることを原則とする。ただし、大会の引率等で45時間を超える場合であっても、複数月で80時間以内を上限とする。

ウ 許可を判断する際の留意事項

- (ア) 児童生徒の学びの保障や、教職員の健康管理の観点等の学校運営に支障がないことはもちろんのこと、保護者や地域住民への説明責任を果たせるような勤務姿勢であることを確認する。
- (イ) 教育委員会や校長は、大会運営に従事する教職員等のサービス上の扱いの明確化や兼職・兼業の許可について、適切なサービス監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職・兼業等の適切な勤務管理を行う。
- (ウ) 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教職員等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職・兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職・兼業等の判断を行う。

6 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定したり、送迎面の配慮を行ったりすることができるよう指導・助言する。また、経済的に困窮する家庭における生徒の参加費用の支援等の取組について検討を進める。
- (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や寄附等の支援を受けられるよう、体制の整備や家庭の参加費用の負担軽減に資する取組について検討を進める。

7 県及び学校・地域クラブ活動との連携・協働

- (1) 県と定期的かつ恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働し、国や県の事業等を活用し、地域クラブ活動の体制整備、部活動指導員や外部指導者等の配置などを行い、学校部活動の地域展開を推進する。
- (2) 推進計画の策定等を踏まえ、地域のスポーツ・文化芸術活動団体、学校、保護者等の関係者に対して、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等につ

- いて分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。
- (3) 学校部活動と地域クラブ活動との間では、運営団体・実施主体や指導者等が異なるため、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を核として地域全体で生徒の望ましい成長を保障できるよう、必要な指導・助言を行う。
 - (4) 地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の取組状況を適宜把握し、必要な指導・助言を行うなど、連携を図る。

8 生徒の安全確保

- (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、練習や大会等の実施が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す。
- (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び大会等の主催者は、天候不順等により練習や大会日程等が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数や発表の調整、途中で大会やコンクール等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

おわりに

人の生涯の中でも、中学生の年代は、心身を磨き伸ばす意義の大きい大切な時期であり、中学校の部活動は、「はじめに」に記載したとおり、教育的意義を有し、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が関わってきたものであり、その在り方はいつの時代も社会的に関心の高い活動である。しかし、学校部活動を巡っては、これまでも様々な課題が指摘されてきた中、多くの地域において、少子化の加速化により、持続可能な体制ではないという危機感が共有されつつある。

国（スポーツ庁や文化庁）は総合的なガイドラインや部活動改革の方向性を示し、県は推進計画を策定するなど、将来にわたり、子供たちが、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる豊かな機会を確保するため、学校部活動の地域展開の方向性と対応策について示している。

本市においては地域展開する部活動において、学校・家庭・地域の連携・協働により、子供も大人も幸せを共有できるスポーツ・文化芸術活動の場を創造し、関わる人々の人間的な成長と地域の活性化を目指す。そこで、推進計画は、このたび、将来にわたり子供たちにスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる豊かな機会を確保できるよう、子供たちの視点に立ち、強い覚悟と決意をもって学校部活動の地域展開の方向性と対策を示したところである。現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための選択肢を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために、複数の道筋や多様な方法があることを前提に策定したものである。

市としては、本推進計画を踏まえつつ、本市の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者、地域等の理解を得つつ、段階的な取組を推進していく。